「社員」とは、総会を構成するいわゆる「(正) 会員」のことであり、総会で議決権を持つ者のことです。１０人選んで載せても、また全員載せても構いません。ただし、１０人未満では受け付けられません。
役員や発起人が社員であれば、重複しても構いません。

社員のうち１０人以上の者の名簿

法人名：特定非営利活動法人ひごまる会

	氏　　名	住　所　又　は　居　所
1	熊本　太郎	熊本市中央区手取本町１番１号
2	八代　次郎	八代市松江城町1番25号
3	人吉　三津子	人吉市麓町16番
4	玉名　三郎	玉名市大字繁根木163号
5	肥後　次郎	天草市東浜町8番1号
6	大阿蘇　太郎	阿蘇市一ノ宮町宮地504号の1
7	菊池　市子	菊池市七城町甲佐町74番1号
8	御船　二三子	上益城郡山都町浜町6号
9	津奈木　洋子	芦北郡芦北町田浦町653番
１０	美里　流子	下益城郡城南町大字宮地1050

住民票の住所をそのまま一字一句変えずに転記してください。例えば、「２丁目３番地１号」を、「２－３－１」と省略しないでください。
以下全ての住所欄は同様に省略せず記入してください。
なお、居所とは、外国籍を有する方の場合の表現となります。